

この1年の委員会活動を振り返って

高齢者虐待対応委員会 委員長 黒瀬吉史

在宅高齢者虐待対応専門職チーム（以下、専門職チームという）が結成されたのが、平成 19 年 7 月 16 日。その翌年の 2 月に「高齢者虐待対応委員会」となりました。

結成されてからは、矢継ぎ早に県からの委託事業が入って来ました。地域包括支援センタースーパーバイザー派遣事業（県下 6 県民局圏域で 2 回ずつ研修講師を派遣）、高齢者権利擁護相談支援事業（メール相談事業として 3 市とモデル契約して実際にケース相談をメールにて対応）、権利擁護相談支援研修事業及び虐待対応研修事業（3 月 24 日実施）が大きなものとなります。これらは、全て兵庫県弁護士会とともに専門職チームとして委託されて取り組んでできました。については、相談ケースには特に制限をしていません。「相談出来る」という取っ付き易さと、「相談出来る窓口がある」ということで現場の支援になれるよう頑張っています。

加えて、神戸市の委託事業である「高齢者虐待防止ワーキングチーム」にも取り組み、実際に専門職チームとして 20 年度は、2 回の派遣を行いました。上記以外にも、各市町からの研修や民生委員の勉強会への講師派遣、3 市（洲本市・淡路市・西宮市）からの派遣要請に対するメンバーの派遣、阪神ブロックとの共催で権利擁護事業研修も行いました。

この間、専門職チームは「高齢者虐待対応専門職チーム」と「在宅」を外しました。それは、施設従事者虐待対応研修の伝達研修も行うようになってきたからです。現在は社会福祉士だけの取り組みですが、20 年度は芦屋市の特養への派遣を行いました。

兵庫県弁護士会の「高齢者・障害者権利擁護なんでも 110 番」へも、社会福祉士会として委員会から毎回 2 名の派遣をしています。今年度は、高齢者虐待を通して「社会福祉士って何？」ということをして社会に対して発信していくことを優先しました。結果、これだけの事業の委託を受けて講師依頼にも応えています。現在 19 名（登録上）のメンバーでよく頑張ってきたと思います。この場を借りてメンバーの皆さんには、心からお礼申し上げます。

次年度は、新しいメンバーを募集して委員会の層を厚くして、現在行っている活動を丁寧に継続していきたいと思っています。そして、引き続き会員の皆様への情報発信をすることで活動に理解をしていただき、社会福祉士のあり方を私たち自身も深めていきたいと思っています。

高齢者虐待対応委員会の動き

12月	1月	2月
<p>16日 弁護士会主催「高齢者障害者権利擁護なんでも 110 番電話相談会」相談員派遣協力</p> <p>18日 兵庫県SV事業 西・中播磨域研修実施(56名受講)</p>	<p>14日 兵庫県SV事業 阪神圏域研修実施(81名受講)</p> <p>16日 弁護士会・社会福祉士会 たんぼぼ・ばあとなあ合同研修会</p> <p>20日 弁護士会主催「高齢者障害者権利擁護なんでも 110 番電話相談会」相談員派遣協力</p> <p>18日 兵庫県SV事業 但馬圏域研修実施(17名受講)</p> <p>22日 兵庫県SV事業 東・北播磨域研修実施(30名受講)</p>	<p>17日 弁護士会主催「高齢者障害者権利擁護なんでも 110 番電話相談会」相談員派遣協力</p> <p>20日 加東市地域包括研修会講師派遣 (35名受講)</p> <p>22日 委員会研修 日本社会福祉士会「虐待対応専門研修プログラム」伝達</p>
		3月
		<p>9日 あしや喜楽苑 施設虐待研修実施 (80名受講)</p> <p>19日 篠山市権利擁護セミナー パネルディスカッション パネラー参加</p> <p>17日 弁護士会主催「高齢者障害者権利擁護なんでも 110 番電話相談会」相談員派遣協力</p> <p>24日 地域包括支援センター 相談支援研修</p>



日本社会福祉士会(虐待対応ソーシャルワークモデル研究会)主催

虐待対応専門研修プログラム

「地域包括支援センター現任者向け」「アドバイザー(専門職チーム)向け」

◆◆受講報告◆◆

現任者コース 平成 21 年 12 月 14 日修了
水口 貴仁 氏 (虐待対応委員会)

「社会福祉士は虐待対応の専門家である」「虐待対応は通常のファミリーソーシャルワークとは一線を画する」

この2つの言葉が研修を終えた後、私の胸に衝撃として残り、今でも実際の現場で虐待対応に当たる際、常にこの2つのことを忘れず大切に心がけています。今回の現任研修は虐待対応ソーシャルワーク(以下:虐待対応SW)の歴史と理論及び虐待対応支援の実践方法について講義・演習形式で学ぶ、まさに受講者虐待?とも言えるハードな内容でしたが、本当に充実した目からの鱗が連続の計5日間でした。

虐待対応において「弁護士=外科医」、「社会福祉士=内科医」と例えられることがあります(この例えは、弁護士は虐待の状況に対して法律という根拠に基づき問題解決型の視点・手法で外科的な“治療=対応”を行うのに対して、社会福祉士はソーシャルワークの視点から被虐待者及び虐待者の双方の支援を目的に援助関係や自立支援、その過程を重視しながらトータルの支援を図る内科的な“治療=対応”を行う例え)。まさに今回の研修ではこの「内科医・社会福祉士の専門性とは」について考えさせられ、その答えの1つを見つけた気がしました。それは、虐待対応において社会福祉士はその専門家として、常に「虐待対応SW」に基づく対応を行うこと。つまり、虐待対応において一連の論理的なプロセスに添った根拠ある支援を実践・展開していくことに他なりません。その実践における手法・根拠として「虐待防止法や厚労省マニュアル」に基づく対応や「リスクアセスメントシート」、「事実確認票」、「アセスメント票」、「虐待対応支援計画」などの各根拠、ツールを活用しながら、一連の支援過程において根拠と妥当性を第三者(当事者、支援関係者等)にも納得・理解できるように提示していくこと、それを実践していくことが、虐待対応における我々社会福祉士の専門性ではないかと強く感じました。

最後にこの研修で私が受けた目から鱗のキーワードをいくつか皆さんにお伝えします。

「虐待対応」=「家族支援」ではない!

虐待対応は法的責務に基づいた高度な専門性と責任を問われる支援である

虐待の判断基準及び根拠とは何か

虐待対応における社会福祉士の専門性とは

社会福祉士は虐待対応チーム(各専門職・専門機関)におけるオーケストラ(指揮者兼伴奏者)である

地域包括支援センターは虐待対応におけるキーコー

ディネート機関である

右手(利き手)にソーシャルワーク、左手に虐待対応ソーシャルワークを

この内容を詳しく知りたい方、虐待対応ソーシャルワークに少しでも興味を持たれた方は、今年の7月下旬に地域包括支援センター支援委員会が開催を予定しています「虐待対応ソーシャルワーク研修」には是非ご参加下さい。

アドバイザーコース 平成 21 年 1 月 4 日修了
吉田 麻希 氏 (虐待対応委員会)

「虐待対応ソーシャルワークモデル」の視点に立って
アドバイスする力

虐待対応SWは、依頼によって契約を結び支援するのではなく、法的責務に基づいて介入を開始することが多いのが特徴です。『高齢者が安心して暮らすことができるか』『権利は守られているか』を判断基準に、「本人保護」の対応を優先するスタンスが求められます。社会的支援が不十分な中で、高齢者と養護者の権利が衝突していたり、高齢者も養護者も支援を必要としている事態を前にしたりすると、すぐ、「関係性の調整」や「養護者支援」というキーワードが頭に浮かび、本人や養護者の自覚の有無や意識は? 医学的観点からの意見を聞いてからでも、と判断を先延ばしにしがちです。アドバイザーは、虐待対応SWの目的が、「虐待解消」であり、本人の生命、身体の安全を図ることにあることを正しく認識して、「家族内人間関係の修復」にこだわるあまり、結果として、虐待解消を軽視することがないように、との指摘が、まず、印象に残りました。

虐待対応の流れを理解した上で、各段階での専門的アドバイスができる力

厚生労働省が示す高齢者虐待対応の業務(フローチャート)と各段階で求められるSWの重要ポイントを、講義や演習を通して再確認しました。ここで、虐待対応専門職チームは、具体的なケースの支援方針の判断をしたり、直接対応することはしない。専門相談や個別ケース会議にアドバイザーとして現れるのは、そこが、虐待対応の体制や仕組みを実証的に検証できる場であるからで、その主眼は、各市町における虐待対応の仕組みの確立、関係者の質の向上・ネットワーク構築にあることが強調されました。つまり、市町がその責任を明確に果たしているか。地域包括支援センターは、各段階でなすべきことを為しているか。短時間に判断を重ねて危機介入を図らなくてはならない緊迫感のある現場で、情報の整理や決断への後押しを行ない、体制や仕組みの不十分さがあれば気づいていただく、それこそが、専門職チームの役割だということです。アドバイザーコースでも、地域包括とそこに働く社会福祉士への大きな期待を学び、置かれている立場の難しさも、ディスカッションの中で感じる事ができました。地域包括の中で働く社会福祉士と、チームで働く社会福祉士、内と外と、それぞれの立ち位置を認め合い、共に力量をアップさせることなしには、個別事例対応のレベルアップも、仕組みづくりの推進も、果たせない課題になってしまうでしょう。心を寄せて、共に、「虐待解消」と「安心の回復」に向かえるように、虐待対応委員会の活動に求められていることは大きい!と身がひきしまる思いでした。